

西原町基幹相談支援センター等機能強化事業業務委託 公募型プロポーザル実施要項

西原町プロポーザル実施要綱（平成26年西原町要綱第34号）第5条に基づき、西原町基幹相談支援センター等機能強化事業委託事業者の募集について以下のとおり、実施要項を定める。

1 目的

障害者基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、町内の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言・情報収集・提供、人材育成の支援、自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする事業所を募集する。詳しい内容については厚労省通知参照（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」別紙1「地域生活支援事業実施要綱」基幹相談支援センター等機能強化事業（別記1-3））

2 業務概要

- (1) 業務名 西原町基幹相談支援センター等機能強化事業委託業務
- (2) 業務内容 別に定める仕様書を参照
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
- (4) 委託費の上限額：令和8年度 6,746,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和9年度 6,746,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和10年度 6,746,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方法

プロポーザル方式による書類審査及びプレゼンテーション審査により事業受託候補者を選定する。

4 応募資格

応募することができる業者は、次の要件の全てに該当すること。

- (1) 応募時点において、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者で、町内に事業所を置いている者（契約後令和8年4月1日時点で町内に事業所設置が可能）であること。
- (2) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ② 本町から指名停止措置を受けている者
 - ③ 国税及び地方税を滞納している者

- ④ 民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の者
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立
がなされている者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げ
る暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ⑦ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者

5 応募方法等

（1）応募に係る関係資料の交付期間

告示日から令和7年9月30日（火）

（2）交付場所及び方法

西原町役場福祉部福祉課及び町のホームページへの関係資料掲載

（3）応募に係る質問の受付

本実施要項及び別添仕様書に関する質問等は、質問書【様式A】に記入し、
電子メールにより提出すること。

（件名を「【質問書】西原町基幹相談支援センター等機能強化事業業務委託」
とすること。）

① 質問書受付期限：令和7年9月22日（月）午後5時まで

② 提出場所：西原町 福祉部 福祉課 障がい支援係

E-mail：syougai-fukusi@town.nishihara.okinawa.jp

（1）質問に対する回答

① 回答日時：令和7年9月26日（金）

② 回答方法：質問者が特定できないよう加工し、質問一覧を町ホームページへ 掲載

6 参加意向申出書等の提出

（1）提出期限

告示日から令和7年9月30日（火）12時00分まで（必着）

（2）提出書類及び部数

ア 参加意向申出書（様式第1号）

イ 誓約書（様式B）（欠格事項がないことを誓約する書類）

ウ 事業所の概要（任意様式）

エ 登記全部事項証明書

オ 納税証明書

（法人税、県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納がないことの
証明書（直近1か年分））

カ 社会保険料納入確認書 ※社会保険事務所にて発行

キ 定款・規約等 法人以外の団体にあつては、定款又は寄付行為に相当
する書類及び代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）

※各書類の提出部数については、1部とする。

※エ・オ・カについては、原本で提出すること。

(3) 提出方法及び場所

西原町役場福祉部福祉課障がい支援係まで持参し提出すること。

(4) 提出にあたっての留意事項

- ① 提出後の書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- ② 応募書類にかかる費用は応募者の負担とする。
- ③ 提出された書類や資料は返却しないこととする。
- ④ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

7. 参加資格の審査

(1) 参加資格確認審査及び審査結果の通知

- ① 参加意向申出書等を提出した全ての事業者に対して、応募資格要件を満たす者（以下「提案資格者」という。）に該当するか参加資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書【様式第2号】にて電子メールにより通知する。
- ② 選定された事業者に対しては、結果通知書に加えてプロポーザル関係書類提出依頼書【様式第3号】も併せて通知する。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年10月1日（水）～10月30日（木）17時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 提案書（かがみ）【様式第4号】

イ 事業計画書（様式C）

ウ 職員一覧（様式D）

エ 見積書【任意様式】

① 見積金額には、1人当たり単価等の見積単価を記入すること。

② 消費税込み（消費税額記載）の見積金額を記入すること。

オ 財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、収支予算書）

提出日を含む事業年度前3ヶ年度に係る業者の「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」等財務諸表

(3) 提出部数

各7部（正本1部、副本6部（複写可））

(4) 企画提案書等の作成要領

- ① 企画提案書は、A4縦・横書き・左長辺綴とし、両面印刷は可とする。
- ② 書類の規格は、日本工業規格A4判とし、図・表などA3判を使用する場合は三つ折りして、サイズを統一すること。
- ③ A4フラットファイルにファイリングし、インデックスを貼付すること。

(5) 提出方法及び場所

提出先：西原町福祉部福祉課 障がい支援係
※事前連絡のうえ持参すること（郵送、電子メール等による提出は不可）。

9. 審査及び選定について

- (1) 西原町障がい者基幹相談支援センター等機能強化事業委託事業者審査会（以下「審査会」という。）において、参加提案者の審議及び選定を行い、企画提案書及びプレゼンテーション審査により選定する。

プレゼンテーション審査

- ① プレゼンテーションの時間は、1 事業者 20 分以内、質疑応答 10 分の計 30 分とする。
- ② 参加者は各事業者 3 名以内とする。
- ③ 説明は、事業計画書に沿ったものとし、パソコン・プロジェクター等を使用できるものとする。ただし、企画提案書等の差替えや追加資料の提出は認めない。
- ④ プロジェクター及びスクリーンについては本町で用意するが、ノートパソコン及び変換機等は提案者側で用意すること。プロジェクター・スクリーンの使用予定がある場合は事前に連絡すること。
- ⑤ 審査は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。

※実施日時等の詳細については、別途通知する。

10. 審査評価基準

審査項目及び評価のポイントは別紙のとおりとする。

11. 審査結果の通知及び公表

- (1) 優先交渉権者を選定したら、速やかに応募者全てに対し結果通知書により結果を通知する。
- (2) 優先交渉権者の選定後、優先交渉権者名を西原町公式ホームページにて公表する。

12. 欠格事項

次のいずれかに該当した場合は、当該応募者を失格とする。

- (1) 応募要件を満たしていない場合
- (2) 本要項に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 本要項に定める方法以外で審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他不正な行為があった場合

13. 業務委託契約交渉について

- (1) 審査会における審査の結果、優先交渉権者（委託候補者）と業務委託の契約交渉を行うものとする。ただし、契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉ができるものとする。
- (2) 契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないものとする。
- (3) 優先交渉権者が町と本業務の契約を締結しようとする際は、西原町契約規則（平成19年規則第5号）第7条第1項に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。ただし、同条同項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

募集及び事業者選定等スケジュール

実施内容	日 程
公募告示日	令和7年9月11日（木）
質問の受付	令和7年9月11日（木）～9月22日（月）
質問回答日	令和7年9月26日（金）
参加意向申出書の受付	令和7年9月11日（木）～9月30日（火）12時
企画提案書等の受付	令和7年10月1日（水）～10月30日（木）
プレゼンテーション	令和7年11月14日（金）
選定結果の通知	令和7年11月下旬以降
契約に向けた諸手続き等 準備期間	～令和8年3月
事業開始日	令和8年4月1日